現行計画(平成28年3月)

改定計画(改定の方向案)

第1. 基本的な考え方

(1)計画策定の目的

滋賀県では、平成14年10月に「琵琶湖のレジャー利用の 適正化に関する条例」(通称「琵琶湖ルール」、以下「条例」と いう。)を制定(平成18年3月および平成23年3月に一部 改正)し、条例に基づく施策を実施してきました。

条例では、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷 の低減を目的として、各主体の責務や県の施策、必要な規制等 を定めています。

また、条例第6条において、琵琶湖におけるレジャー活動に 伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るた めの基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定すること とされています。

基本計画は、この規定に基づき、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための施策とその推進方策について計画しています。

なお、平成27年4月には、「琵琶湖とその水辺景観ー祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産として認定され、また、同年9月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が成立し、琵琶湖の価値が改めて認められたところです。こうしたことを踏まえ、条例の前文にあるように、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継いでいくために、琵琶湖のレジャー利用についても琵琶湖へのさらなる配慮が求められています。

第1. 基本的な考え方

(1)計画策定の目的

滋賀県では、平成 14年 10月に「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(通称「琵琶湖ルール」、以下「条例」という。)を制定(平成 18年3月および平成 23年3月に一部改正)し、条例に基づく施策を実施してきました。

条例では、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷 の低減を目的として、各主体の責務や県の施策、必要な規制等 を定めています。

また、条例第6条において、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画(以下「<u>計画</u>」という。)を策定することとされています。

基本計画は、この規定に基づき、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減のための施策とその推進方策について計画しています。

なお、平成27年4月には、「琵琶湖とその水辺景観ー祈りと暮らしの水遺産」が日本遺産として認定され、また、同年9月には「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」が成立し、琵琶湖の価値が改めて認められたところです。こうしたことを踏まえ、条例の前文にあるように、琵琶湖の環境をできる限り健やかなまま次代に引き継いでいくために、琵琶湖のレジャー利用についても琵琶湖へのさらなる配慮が求められています。

琵琶湖ルール

琵琶湖を訪れる皆さんに「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」で定める規制事項等をより浸透しやすくするため「琵琶湖ルール」という合い言葉を使用しています。次の5つのルールがあります。

ルール1:プレジャーボートの航行規制水域内での航行禁止 ルール2:プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使 用禁止

ルール3:プレジャーボートへの適合証の表示義務

ルール4:外来魚のリリース禁止

ルール5:地域の実態に応じたローカルルールの認定

(2)計画の位置づけ

基本計画は、琵琶湖におけるレジャー利用の適正化を推進するに当たって、長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを示し、その指針となるものであり、「琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に規定する施策のほか、他法令に基づく施策やこれまで取り組んできた施策も含めた総合的な計画としています。

また、琵琶湖の総合保全の指針である「マザーレイク21計画」の取組の一環として、レジャー利用の適正化を図ることにより、琵琶湖のあるべき姿の実現に寄与します。

なお、計画の実施に当たっては、他法令や県、国が策定する 計画との整合性を保ちます。

このため、当計画に基づく事業の実施状況については、毎年 その進捗を把握し、より効果的効率的に実施するよう努めるこ ととします。

琵琶湖ルール

琵琶湖を訪れる皆さんに「琵琶湖のレジャー利用の適正化 に関する条例」で定める規制事項等をより浸透しやすくする ため「琵琶湖ルール」という合い言葉を使用しています。次 の5つのルールがあります。

ルール1:プレジャーボートの航行規制水域内での航行禁止 ルール2:プレジャーボートの従来型2サイクルエンジンの使 用禁止

ルール3:プレジャーボートへの適合証の表示義務

ルール4:外来魚のリリース禁止

ルール5:地域の実態に応じたローカルルールの認定

(2)計画の位置づけ

計画は、琵琶湖におけるレジャー利用に伴う環境への負荷の 低減に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向など を示し、その指針となるものであり、「琵琶湖のレジャー利用 の適正化に関する条例」に規定する施策のほか、他法令に基づ く施策やこれまで取り組んできた施策も含めた総合的な計画 としています。

<u>従前の計画は、琵琶湖の総合保全の指針であるマザーレイク</u> 21 計画の取組の一環として、レジャー利用の適正化を図ること により、琵琶湖のあるべき姿の実現に寄与してきました。

第五次滋賀県環境総合計画において、「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点を取り入れており、計画においても、レジャー利用の側面から、環境負荷の低減に加え、適切な環境への関わりの視点も取り入れ、事業を実施します。また、琵琶湖保全再生施策に関する計画の取組の一環として

(3)計画期間

琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための施策を総合的に推進するためには、長期的な目標を定め、施策を展開することが必要です。

このため、改定後の計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成32年度(2020年度)までの5年間とします。

第2. 琵琶湖におけるレジャー利用の現状

(1) 琵琶湖におけるレジャー利用の変遷

戦前から琵琶湖は観光に利用されてきましたが、その多くは 観光船に乗って風景を楽しむ方法であり、湖岸線のほとんどは、 沿岸に住む住民・漁民の管理が及ぶところを除けば、他から人 が自由に立ち入ることはありませんでした。その後、水泳など 琵琶湖にふれて楽しむレジャーや、ヨット、ボートなどの小型 船や小舟を用いた楽しみ方がみられるようになりましたが、こ ういった利用形態は、利用される場所や必要な設備類を管理す る場所も限られていることから、秩序面で大きな問題になるこ とはあまりありませんでした。

レジャー利用の状況に変化がみられるようになったのは、物

も、レジャー利用の適正化を推進しており、琵琶湖保全再生施 策に関する計画の重点事項としている「守ることと活かすこと の好循環」へ繋げ、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成に 寄与します。

なお、計画の実施に当たっては、他法令や県、国が策定する その他の計画との整合性を保ちます。

また、計画に基づく事業の実施状況については、毎年その進 <u>捗を把握し、より効果的効率的に実施するよう努めることとし</u> ます。

(3)計画期間

琵琶湖におけるレジャー利用の適正化のための施策を総合的に推進するためには、長期的な目標を定め、施策を展開することが必要です。

<u>このため、改定後の計画期間は、令和3年度(2021年度)か</u> ら令和7年度(2025年度)までの5年間とします。

第2. 琵琶湖におけるレジャー利用の現状

(1)琵琶湖におけるレジャー利用の変遷

戦前から琵琶湖は観光に利用されてきましたが、その多くは 観光船に乗って風景を楽しむ方法であり、湖岸線のほとんどは、 沿岸に住む住民・漁民の管理が及ぶところを除けば、他から人 が自由に立ち入ることはありませんでした。その後、水泳など 琵琶湖にふれて楽しむレジャーや、ヨット、ボートなどの小型 船や小舟を用いた楽しみ方がみられるようになりましたが、こ ういった利用形態は、利用される場所や必要な設備類を管理す る場所も限られていることから、秩序面で大きな問題になることはあまりありませんでした。

レジャー利用の状況に変化がみられるようになったのは、物

の豊かさより心の豊かさを重視し「レジャー・余暇生活」に力を入れたいとする国民の割合が高くなり、レジャーの楽しみ方が多様化してきた昭和50年代後半頃からです。ウインドサーフィンがはやりだしたのもこのころであり、水上オートバイが国内で販売されたのも昭和55年からです。昭和60年代に入ると、労働時間の短縮、余暇の多様化等を背景にマリンレジャーに対する関心が高まる中、手軽に利用できる水上オートバイが急速に普及したことも相まってプレジャーボートの保有隻数は、年々増加しました。

平成12年以降は、長期的な景気の低迷の影響を受け、プレジャーボート保有隻数は年々減少し、全国の水上オートバイの保有隻数(日本小型船舶検査機構HPより)で見ると条例制定前の平成13年度では105,800隻であったものが、平成26年度では62,316隻と大きく減少しています。

また、県内の登録されているプレジャーボートについても、 平成15年4月に9,231隻あったものが、平成25年4月 では5,458隻と大きく減少しています(図1)。 の豊かさより心の豊かさを重視し「レジャー・余暇生活」に力を入れたいとする国民の割合が高くなり、レジャーの楽しみ方が多様化してきた昭和50年代後半頃からです。ウインドサーフィンがはやりだしたのもこのころであり、水上オートバイが国内で販売されたのも昭和55年からです。昭和60年代に入ると、労働時間の短縮、余暇の多様化等を背景にマリンレジャーに対する関心が高まる中、手軽に利用できる水上オートバイが急速に普及したことも相まってプレジャーボートの保有隻数は、年々増加しました。

平成12年以降は、長期的な景気の低迷の影響を受け、プレジャーボート在籍船隻数は年々減少し、全国の水上オートバイの在籍船隻数(出典:日本小型船舶検査機構HP)で見ると条例制定前の平成13年度では105,800隻であったものが、平成27年度末では62,109隻、令和元年度末では、60,730隻と大きく減少しています。

一方、県内の水上オートバイ在籍船隻数は、平成27年度末では1,357隻であったものが徐々に増加し、令和元年度末では1,658隻になっています(表1)。



(各年度4月1日現在の登録状況) 図1 県内小型船舶登録隻数と環境対策型への転換率

(2) レジャー利用の現状

琵琶湖は、湖岸道路の整備や高速道路網の整備などにより、 京阪神・中京圏から比較的容易に訪れることができ、たやすく 湖岸域まで近づけることから、非常に利用しやすい場所となり、 県内外から多くのレジャー利用者が訪れています。

滋賀県公安委員会が、平成8年度から水上オートバイ操船者を対象に実施している「琵琶湖水上オートバイ安全講習」受講者を居住地別で見た場合、全受講者のうち4分の3が県外の受講者で占められています(表1)。

表1琵琶湖水上オートバイ安全講習受講者数(平成26年12月31日現在)

府県名	大阪府	滋賀県	京都府	岐阜県	愛知県	奈良県	兵庫県	三重県	その他
受講者数	14,823	11,001	7,510	3,698	3,447	2,745	2,229	566	951
府県別割合	31.6%	23.4%	16.0%	7.9%	7.3%	5.8%	4.7%	1.2%	2.0%

表1 全国および滋賀県の水上オートバイの在籍船隻数

出典:日本小型船舶検査機構HP

	<u>H13</u>		<u>H21</u>	<u>H22</u>	<u>H23</u>	<u>H24</u>
<u>全国</u>	1058200	<u> </u>	<u>72,565</u>	<u>69,557</u>	<u>66,189</u>	64,485
滋賀県	_		<u>1,723</u>	<u>1,574</u>	<u>1,408</u>	<u>1,335</u>
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
62,762	62,316	62,109			61,778	60,730
1,287	1,304	1,357	1,442	<u>1,520</u>	<u>1,599</u>	1,658

(2) レジャー利用の現状

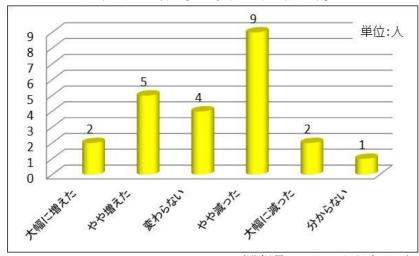
琵琶湖は、湖岸道路の整備や高速道路網の整備などにより、 京阪神・中京圏から比較的容易に訪れることができ、たやすく 湖岸域まで近づけることから、非常に利用しやすい場所となり、 県内外から多くのレジャー利用者が訪れています。

滋賀県公安委員会が、平成8年度から水上オートバイ操船者を対象に実施している「琵琶湖水上オートバイ安全講習」受講者を居住地別で見た場合、全受講者のうち4分の3が県外の受講者で占められています(表2)。

表2 琵琶湖水上オートバイ安全講習受講者数(令和元年12月31日現在)

府県名	<u>大阪府</u>	滋賀県	京都府	<u>岐阜県</u>	愛知県	奈良県	<u>兵庫県</u>	三重県	<u>その他</u>
受講者数	20,642	<u>13,156</u>	9,603	4,598	<u>4,906</u>	3,480	3,353	<u>959</u>	<u>1,390</u>
府県別割合	33.2%	21.2%	<u>15.5%</u>	7.4%	<u>7.9%</u>	<u>5.6%</u>	5.4%	1.5%	2.2%

一方、レジャー客数は、平成27年8月の琵琶湖レジャー利用 監視員へのアンケート調査*(以下「監視員アンケート調査」と いう。)によると、5年前との比較では、「やや減った」と回答し た人が23人中9人で最も多い状況です(図2)。



(監視員アンケート調査より)

図2 レジャー客数の増減(5年前との比較)

*監視員アンケート調査

- ・平成27年8月に琵琶湖レジャー利用監視員**へ各地域の琵琶湖の レジャーの現状についてアンケート調査を実施
 - ①調査対象:琵琶湖レジャー利用監視員 60名
 - ②回収率:29名、48.3%
 - ③エリア別回答人数
 - ・大津(大津市エリア)
 - ・湖西(高島市エリア) 4人
 - ・湖北(長浜市・米原市エリア) 8人
 - ・湖東(彦根市・東近江市・近江八幡市・日野町エリア) 6人

一方、滋賀県観光入込客統計調査によると、水泳場・マリーナの観光入込客数は、近年横ばいの状況です(図1)。

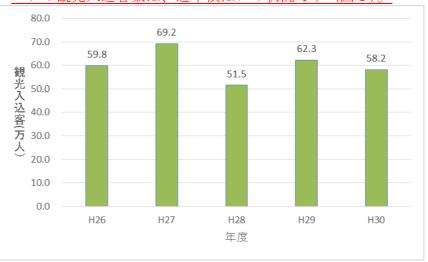


図1水泳場・マリーナの観光入込客数 出典:「滋賀県観光入込客統計調査」(滋賀県観光振興局)

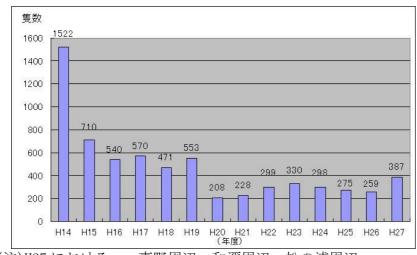
6人

・湖南(野洲市・守山市・草津市エリア)

5人

**琵琶湖レジャー利用監視員:地域で琵琶湖のレジャーについて、 監視指導を行っていただいている方々。

平成27年8月に調査した水上オートバイの主な利用箇所に おける利用隻数については、1日当たり387隻の利用でした (図3)。



(注)H27における……真野周辺、和邇周辺、松の浦周辺、

主な利用箇所 近江舞子周辺、北小松周辺、横江浜周辺、

中庄周辺、二本松周辺、長浜港周辺、彦根港周辺、

薩摩周辺、栗見新田周辺、吉川周辺

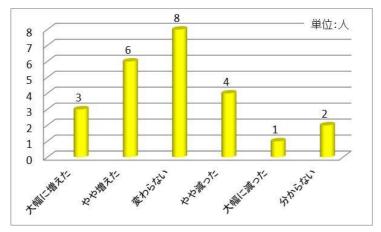
図3 夏季の主な利用箇所で確認した水上オートバイの隻数

令和元年8月に調査した水上オートバイの利用隻数については、1日当たり488隻の利用でした(図2)。 近年は、500隻前後で横ばいの状況です。



図2 夏季における水上オートバイの利用隻数 (夏季利用状況調査*)

*夏季利用状況調査:7月下旬から8月中旬までの 日曜日一日の利用隻数 また、釣り客については、5年前と比較すると、全国的には減少(H22 940万人 \rightarrow H25 770万人 レジャー白書より)しています。本県の釣り客は、監視員アンケート調査によると、5年前と比べて、バス釣り客の数は、「変わらない」と回答した人が24人中8人で、「増えた、やや増えた」と回答した人が9人となっています。バス釣り以外の釣り客の数は「変わらない」と回答した人が24人中11人で最も多い状況です(図4、5)。ただし、平成26年のバスボートの出艇数累計が平成21年よりも減少しているマリーナもあります。(大津市 A社 H21782艇 \rightarrow H26 663艇)



(監視員アンケート調査より) **図4 バス釣り客の増減(5年前との比較)**

また、釣り客について、平成19年度以降、全国的には減少 しています(図3)。

> 県内マリーナの利用状況を聞き取り 記載予定。

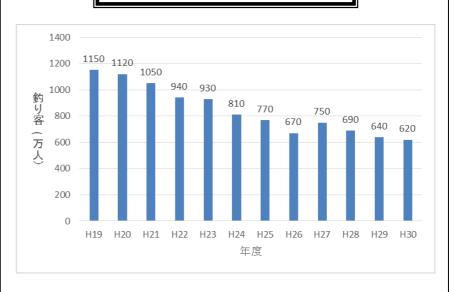
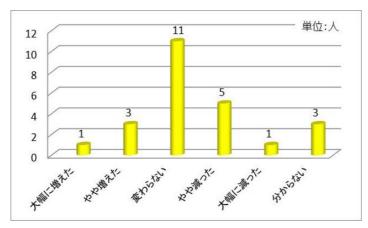


図3 全国における釣り客の推移 出典:「レジャー白書」2008~2019 (公益財団法人 日本生産性本部)



(監視員アンケート調査より)

図5 釣り客(バス釣り以外)の増減(5年前との比較)

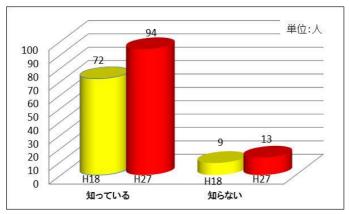
(3) 個別レジャーの状況と問題

平成27年7月に実施した釣り人アンケート調査*(以下「釣り人アンケート調査」という。)や監視員アンケート調査等からは、琵琶湖ルールがプレジャーボートに関しても釣りに関してもよく知られていることが覗えます。

しかし、ルールを知っていながら守らない人たちが依然としていることが問題点と言えます(図6~10)。特に外来魚リリース禁止を守らない人が多いと推察されます。

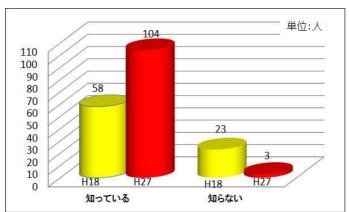
(3)個別レジャーの状況と問題

今後、実施予定のアンケート調査等の 結果を基に記載予定。



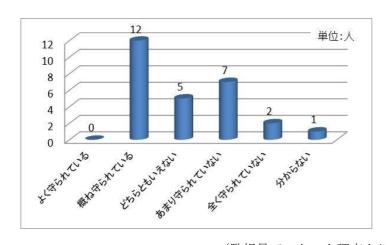
(釣り人アンケート調査より)

図6 琵琶湖ルールの存知状況



(釣り人アンケート調査より)

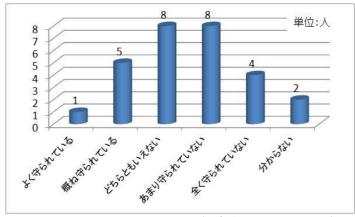
図7 外来魚リリース禁止についての存知状況



(監視員アンケート調査より) 図8 航行規制水域の遵守状況

(監視員アンケート調査より)

図9 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の遵守状況



(監視員アンケート調査より)

図10 外来魚リリース禁止の遵守状況

*釣り人アンケート調査

(平成27年の調査)

- ・平成27年7月5日(日)および10日(金)に湖岸で釣りをしている 方にアンケート調査を実施
 - ①調査場所:琵琶湖周辺の全域(浜大津~膳所、草津・野洲の湖岸緑地、東近江の湖岸緑地、彦根港、長浜港、高島の湖岸緑地、近江舞子、雄琴港)
 - ②回答者: 男性103名、女性4名 計107名
 - ③回答者の居住地: 県内40人(37%)、県外67人(63%) (県外居住者の内訳 京都28人、大阪25人、岐阜4人、 愛知3人、栃木3人、 その他4人)

(平成18年の調査)

- ・平成18年7月16日(日)に湖岸で釣りをしている方にアンケート調査を実施
 - ①調査場所:琵琶湖周辺の全域(浜大津〜膳所、草津・野洲の湖岸緑地、東近江の湖岸緑地、彦根港、長浜港)
 - ②回答者:計82名
 - ③回答者の居住地: 県内31人(38%)、県外51人(62%) (県外居住者の内訳 愛知19人、京都18人、大阪6人、

奈良4人、岐阜3人、その他1人)

○ プレジャーボート (水上オートバイおよびモーターボート 等)

平成23年10月から開始した4サイクルエンジン等の環境対策型エンジンの搭載を示す適合証の交付隻数は、平成27年3月末現在、10,322隻となっており、水上オートバイが4,084隻(39.4%)、水上オートバイ以外のプレジャーボートが6,238隻(60.4%)となっています。

適合証の交付請求者は、船舶所有者が7,635隻(71.6%)、指定保管業者が2,687隻(28.4%)となっています。

また、船舶所有者からの請求では、80%以上が県外からの利用者となっており、近畿圏では、大阪府、京都府、中部圏では、愛知県、岐阜県からの利用者が多くを占めています(表2)。

県では湖上および湖岸からの監視、取締りを実施していますが、平成27年度の夏季においては、従来型2サイクルエンジン艇の航行は見られず、ほとんどのプレジャーボートに適合証が貼付されていました。こうしたことから、従来型2サイクルエンジン使用禁止や適合証の表示について、県内外の利用者に周知されていることが覗えます。

また、監視員アンケート調査においても、航行規制水域の 航行禁止については、「概ね守られている」と回答した人が2 7人中12人(図8)、従来型2サイクルエンジンの使用禁止 については、「よく守られている、概ね守られている」と回答 した人が27人中17人でした(図9)。なお、水上オートバ イの数については、5年前と比較して「やや減った、大幅に

○ プレジャーボート (水上オートバイおよびモーターボート 等)

平成23年10月から開始した4サイクルエンジン等の環境 対策型エンジンの搭載を示す適合証の交付隻数は、令和2年 5月末現在、17,387隻となっており、水上オートバイが9,078 隻(52.2%)、水上オートバイ以外のプレジャーボートが 8,309隻(47.8%)となっています。

適合証の交付請求者は、船舶所有者が 14,005 隻 (80.5%)、 指定保管業者が 3,382 隻 (19.5%) となっています。

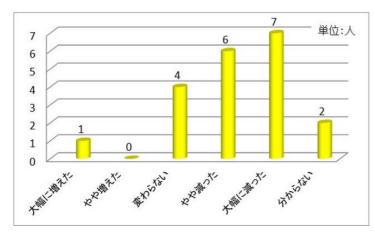
また、船舶所有者からの請求では、平成27年3月時点同様、 80%以上が県外からの利用者となっており、近畿圏では、大 阪府、京都府、中部圏では、愛知県、岐阜県からの利用者が 多くを占めています(表2)。

県では湖上および湖岸からの監視、取締りを実施していますが、令和元年度の夏季の湖岸からの監視においては約99%のプレジャーボートに適合証が貼付されていました。こうしたことから、従来型2サイクルエンジン使用禁止や適合証の表示について、県内外の利用者に周知されていることが窺えます。

今後、実施予定のアンケート調査等の 結果を基に、記載予定。 減った」と回答した人が20人中13人と約半数以上を占め ています(図11)。その他のプレジャーボート(ウェイクボ ード等)の利用状況については、5年前と比較して「やや減 った」と回答した人が20人中6人で、最も多い状況です(図 12)

現在)

府県名	大阪府	滋賀県	愛知県	京都府	岐阜県	兵庫県	三重県	奈良県	その他
交付数	1,889	1,413	1,196	749	749	393	354	351	541
府県別割合	24.7%	18.5%	15.7%	9.8%	9.8%	5.1%	4.6%	4.6%	7.1%

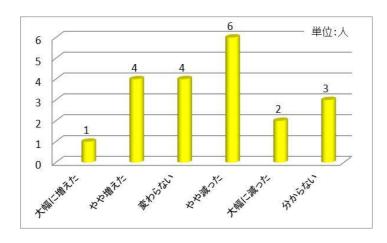


(監視員アンケート調査より)

図11 水上オートバイ数の増減(5年前との比較)

表2 適合証の交付数 (船舶所有者からの申請) (平成27年3月31日 | 表2 適合証の交付数 (船舶所有者からの申請) (令和2年5月31日現在)

府県名	大阪府	<u>滋賀県</u>	愛知県	京都府	<u>岐阜県</u>	兵庫県	三重県	奈良県	<u>その他</u>
交付数	3,942	<u>2,156</u>	2,169	<u>1,304</u>	1,244	<u>825</u>	<u>646</u>	<u>614</u>	1,105
府県別割合	28.1%	<u>15.4%</u>	15.5%	9.3%	8.9%	<u>5.9%</u>	4.6%	4.4%	<u>7.9%</u>



(監視員アンケート調査より)

図12 その他のプレジャーボート (ウェイクボード等) の増減 (5年前との比較)

〇プレジャーボートによる迷惑行為等

県や市町に寄せられたプレジャーボートの航行に関する 苦情件数は、条例施行当初に比べると約10分の1に激減す るなど、条例に基づく航行規制は一定の成果を挙げつつあり ますが(図13、14)、一部の水域では依然として違反航行 が見受けられます。平成26年度においては、違反航行に対 して県から指導または警告をした件数が86件に達していま す。

〇プレジャーボートによる迷惑行為等

県や市町に寄せられたプレジャーボートの航行に関する苦情件数は、条例施行当初に比べると大幅に減少するなど、条例に基づく航行規制は一定の成果を挙げつつありますが(図 $\frac{4}$)、一部の水域では依然として違反航行が見受けられます。

<u>令和元年度</u>においては、違反航行に対して県から指導または警告をした件数が 109 件に達しています。

また、近年、一部の地域においては、プレジャーボートの 利用者等による近隣住民への迷惑行為等の問題が発生して います。

例えば、彦根市松原地先に所在する矢倉川河口部スロープ (通称、松原スロープ) 周辺では、早朝から水上オートバイ



図13 プレジャーボートの航行に関する苦情件数

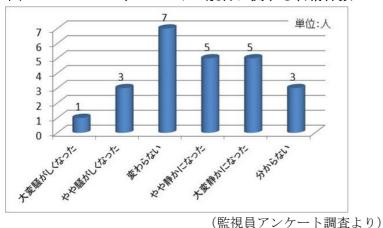


図14 水上オートバイの騒音

が起こす騒音、バーベキュー禁止の都市公園でのバーベキュー、違法駐車、ゴミの放置等の問題があり、これらの問題の解決に向け、啓発活動を行ったものの効果がなかったことから、平成30年度より、県、市の関係部署、警察等が連携し、夏季の間スロープを閉鎖する措置を執っています。

その他、高島市の白鬚神社では、近年水上オートバイ等の プレジャーボートが湖中大鳥居をくぐることによる騒音 や、鳥居に傷をつけられることが問題となっており、令和 元年度からマナーアップのための啓発活動を行っていると ころです。

全体として、苦情件数は条例制定当初と比較して大きく減少しているものの、矢倉川河口部スロープや白鬚神社のように地域によって異なる課題が見られるようになっており、地域ごとの事情を考慮し、関係者と連携しながら対応していくことが必要となっています。

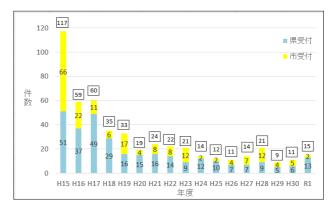


図4 プレジャーボートの航行に関する苦情件数

〇 従来型2サイクルエンジンによる環境負荷

平成25年4月1日現在の調査結果では、県内で登録されているプレジャーボート5,458隻のうち4,511隻82.6%が環境対策型エンジンとなっており、近隣6府県(大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、岐阜県、愛知県)の38.6%に比べ、高い転換率となっています(図1)。

また、平成27年度夏季の本県による監視・取締においては、従来型2サイクルエンジン搭載艇は確認されていません。

しかしながら、近隣府県での状況を考慮すると、琵琶湖に 従来型2サイクルエンジン搭載艇が持ち込まれる可能性も あり、引き続き監視、取締りを徹底していく必要があります。

〇 釣り

外来魚のリリース(釣り上げた魚を再び同じ水域へ放流すること)禁止は、釣り人アンケート調査によると、「釣り上げた魚を回収ボックスに入れる」の回答率が、平成18年の30%(71人中21人)から、平成27年には67%(114人中76人)と大幅に上昇しており、定着しつつあると考えられます(図15)。しかしながら、平成27年の監視員アンケート調査では、平成23年の調査結果より減少しているものの、リリース禁止については、「全く守られていない、あまり守られていない」と回答した人が28人となっており、依然として多くの地域で守られていない方がいると思われます(図16)。

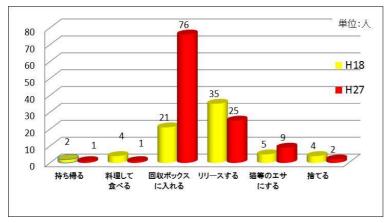
〇 従来型2サイクルエンジンによる環境負荷

令和元年度の夏季の湖岸からの監視においては約 99%の プレジャーボートに適合証が貼付されていました。適合証制 度の浸透により、従来型2サイクルエンジン使用禁止につい ても概ね守られていることを確認しています。

県内の環境対策型エンジンへの転換率は平成 25 年4月1 日時点で82.6%であり、以降、年々増加しているものと考えられますが、近隣府県においては、県内ほど転換率が高くないと見込まれることから、依然として琵琶湖に従来型2サイクルエンジン搭載艇が持ち込まれる可能性もあり、引き続き監視、取締りを徹底していく必要があります。

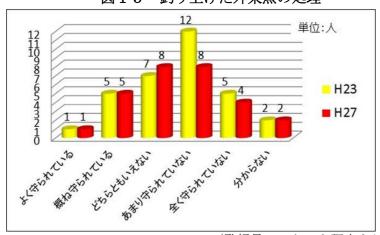
〇 釣り

今後、実施予定のアンケート調査等の 結果を基に、記載予定。



(釣り人アンケート調査より)

図15 釣り上げた外来魚の処理



(監視員アンケート調査より)

図16 外来魚リリース禁止の遵守状況

*H23監視員アンケート調査

- ・平成23年10月に琵琶湖レジャー利用監視員へ各地域の琵琶湖の レジャーの現状についてアンケート調査を実施
 - ①調査対象:琵琶湖レジャー利用監視員 65名
 - ②回収率:34名、52.3%
 - ③エリア別回答人数
 - ・大津(大津市エリア)・湖西(高島市エリア)9人6人
 - ・湖北(長浜市・米原市エリア)5人
 - ・湖東(彦根市・東近江市・近江八幡市・日野町エリア)8人
 - ・湖南 (野洲市・守山市・草津市エリア) 6人

平成24年7月に実施したルアー釣りに関する実態調査**では、ソフトルアーを使用すると回答のあった97人のうち、生分解性プラスチックルアーを使用する人は49人(生分解性プラスチックルアーのみを使用する人29人、生分解性プラスチックルアー・従来のプラスチックルアーの両材質を使用する人20人)で約51%、従来のプラスチックルアーのみ使用する人は40人で約21%となっています(図17、図18)。 釣具の湖岸や湖中への放置な具られ、釣り人のマナーの改義

釣具の湖岸や湖中への放置も見られ、釣り人のマナーの改善 を図ることも課題となっています。

近年、プラスチックごみの削減が国際的な課題となってきて おり、これに併せて、県においても「プラスチックごみゼロに 向けた実践取組のための指針(仮称)」が令和2年度中にとり まとめられる予定になっています。

この指針は、プラスチックごみ削減に向け、気を付けるべき こと、できることについて、一人ひとりが考え、実践し、取り

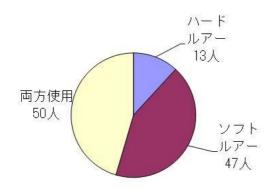


図17 使用ルアーの種類

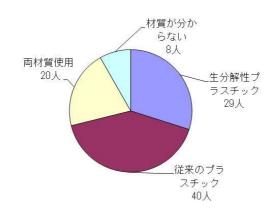


図18 使用ソフトルアーの材質

**ルアー釣りに関する実態調査

・平成24年7月15日(日)にブラックバスルアー釣り客にアンケート調査を実施

<u>組むきっかけを与えることを目的としており、これを踏まえて</u> 釣り人のマナー改善を促す必要があります。

> 今後、実施予定のアンケート調査等の 結果を基に、記載予定。

①調査場所:利用が比較的多いと想定される4か所(浜大津周辺、 雄琴港、草津市湖岸緑地、彦根港・旧港湾)

②回答者: 男性110名

③回答者の居住地:県内20人(18%)、県外90人(82%) (県外居住者の内訳 大阪27人、京都23人、兵庫9人、 岐阜9人、愛知7人、三重7人、奈良3人、その他5人)

〇 遊泳

琵琶湖では、夏季には多くの水泳場が開設され、平成15年には約79万人の利用がありましたが、平成22年には約30万人と減少しました。平成23年から平成25年は約27万人前後で推移しています(県観光入込客統計調査より)。なお、水上オートバイによる遊泳者への接近などによる迷惑行為や水難事故が依然としてなくならない状況にあります。

〇 バーベキュー、キャンプ等

監視員アンケート調査によると、バーベキュー、キャンプなどを楽しむ利用状況については「やや減った」と回答した人が25人中10人で最も多い状況です(図19)。

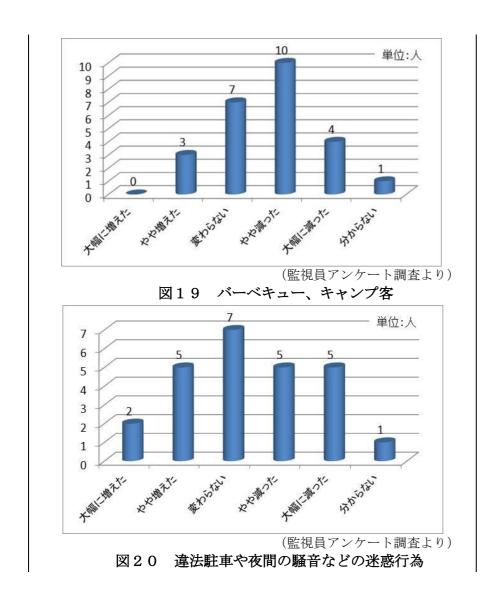
また、違法駐車や夜間の騒音等については、「今までと変わらない」と回答した人が25人中7人で、「やや減った、大幅に減った」が10人、「やや増えた、大幅に増えた」が7人となっています(図20)。

〇 遊泳

琵琶湖では、夏季には多くの水泳場が開設され、平成 15年には約79万人の利用がありました。平成22年から平成25年は約27万人前後まで一旦減少しましたが、その後、増加に転じ、平成26年から平成30年は、50万人から70万人の間で推移しています。(図1水泳場・マリーナの観光入込客数)。なお、水上オートバイによる遊泳者への接近などによる迷惑行為や水難事故が依然としてなくならない状況にあります。

〇 バーベキュー、キャンプ等

今後、実施予定のアンケート調査等の 結果を基に、記載予定。



第3. 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

(1)琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

琵琶湖におけるレジャー利用のあり方として、以下の基本理 念を掲げます。

- ○琵琶湖の環境にできる限り負荷がかからず、次世代に継承で きるような利用であること
- ○地域住民の生活と生業にできる限り支障を及ぼさない利用であること
- ○琵琶湖の有する豊かで安らぎを与える素晴らしい価値を理解した上での利用であること

(2)基本理念

基本計画の上位計画であり、平成23年10月に改定された第2期の「マザーレイク21計画」では、「琵琶湖と人との共生」を基本理念に掲げ、2050年頃の琵琶湖のあるべき姿を「活力ある営みのなかで、琵琶湖と人とが共生する姿」とし、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」の2つの柱のもとに取組を進めていくこととしています。

これまで県では、マザーレイク21計画に基づき、下水道の整備やヨシ群落の造成、湖岸の再自然化など、様々な分野で琵琶湖の総合保全に取り組んできました。

基本計画では、マザーレイク21計画が目指す琵琶湖の総合保全を、レジャーの側面から推進する「レジャー利用の適正化」に関する施策として規定しています。

したがって、基本計画においても、マザーレイク21計画と 同じ基本理念に基づき、施策を推進することが必要です。

第3. 琵琶湖におけるレジャー活動の長期的な目標

(1) 琵琶湖におけるレジャー利用のあり方

(2)基本理念

計画の上位計画であり、平成 23 年 10 月に改定された第 2 期の「マザーレイク 21 計画」では、「琵琶湖と人との共生」を基本理念に掲げ、2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿を「活力ある営みのなかで、琵琶湖と人とが共生する姿」とし、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」と「暮らしと湖の関わりの再生」の 2 つの柱のもとに取組を進めていくこととしています。

これまで県では、マザーレイク <u>21</u>計画に基づき、下水道の整備やヨシ群落の造成、湖岸の再自然化など、様々な分野で琵琶湖の総合保全に取り組んできました。

マザーレイク 21 計画の基本理念を踏まえ、平成 29 年 3 月 に策定され、令和 2 年度中に改定予定の琵琶湖保全再生施策に関する計画の取組としても事業を実施していくことを踏まえ、琵琶湖保全再生施策に関する計画の目指すべき目標である「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」を基本理念とします。

琵琶湖と人との共生

(琵琶湖を健全な姿で次の世代に継承します。)

(3)計画の目標

基本計画の目標は、「琵琶湖と人との共生」の理念の下、琵琶湖ルールの定着を図るとともに、琵琶湖の自然環境と生活環境に影響の少ないレジャーの推進を通じ、琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルを確立することを目標とします。

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4. 施策の基本方針

「琵琶湖と人との共生(琵琶湖を健全な姿で次の世代に継承します。)」を基本理念として、「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」という目標を達成するためには、まず、本来の琵琶湖の価値を発見し、琵琶湖の多面的な価値を評価しながら、レジャー活動に伴う琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷を低減していくことが必要です。

このためには、琵琶湖の環境への負荷のある行為の規制など、 琵琶湖のレジャー利用のうち、問題のある行為を制限することが 必要となります。

琵琶湖におけるレジャー活動において、一部の水域において 悪質なレジャー利用者による迷惑行為等が後を絶たない状況に あります。これらの問題を解決し、穏やかな琵琶湖を取り戻し、 誰もが親しめる琵琶湖にするため、無秩序なレジャーには厳し く規制していく取組が必要です。さらに、その実効性を着実に 確保することが求められます。

琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成

(3)計画の目標

計画の目標は、「琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成」の理念の下、琵琶湖ルールの定着を図るとともに、琵琶湖の自然環境と生活環境に影響の少ないレジャーの推進を通じ、琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルを確立することを目標とします。

琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立

第4. 施策の基本方針

「<u>琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成</u>」を基本理念として、「琵琶湖と共生するレジャースタイルの確立」という目標を達成するためには、まず、本来の琵琶湖の価値を発見し、琵琶湖の多面的な価値を評価しながら、レジャー活動に伴う琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷を低減していくことが必要です。

また、ポストコロナ社会においては、琵琶湖でのレジャー活動への需要が増大し、それに伴い琵琶湖の自然環境と生活環境への負荷が高まることも懸念されることから、これまで以上に琵琶湖のレジャー利用の適正化が求められます。

このためには、琵琶湖の環境への負荷のある行為の規制など、 琵琶湖のレジャー利用のうち、問題のある行為を制限することが 必要となります。

琵琶湖におけるレジャー活動において、一部の水域において 悪質なレジャー利用者による迷惑行為等が後を絶たない状況に あります。これらの問題を解決し、穏やかな琵琶湖を取り戻し、 制限に当たっては、行為の程度に応じて罰則等強制力を伴う規制を講ずることとしたり、物理的に利用を制限したりするなど、地域の自然環境の状況や漁業者を含めた利用の状況に応じた対応が必要です。

しかしながら、琵琶湖の利用は本来ルールやマナーを守る限り 自由なものであり、また、多くの人が琵琶湖の雄大な自然環境に 触れ、日々の活力を得ることは、非常に重要なことです。

したがって、単に規制的な手法のみではなく、琵琶湖のレジャーを環境負荷の少ないものへと意識を高め、転換を図っていくことを通じて、人々が気持ちよく琵琶湖へ訪れるようにしていくことも重要です。

特に、多くの人々に琵琶湖を大切にしようとする気持ちを持ってもらうためには、琵琶湖の素晴らしさや琵琶湖の現状に触れ、琵琶湖の価値を理解していくことが不可欠であることから、一定のルールの中で利用者が増加することは、琵琶湖の環境にとっても決してマイナス面のみではなく、プラスの側面が大きいと考えます。

レジャー利用の適正化については、琵琶湖を次世代に継承していくために、レジャー利用者が琵琶湖や琵琶湖固有の生態系に配慮する気持ちを持つことや地元住民、漁業者、他の琵琶湖の利用者などを思いやる気持ちを持つことが必要です。琵琶湖への負荷低減に少しでもプラスになるような現実的な解決策を着実に実行していくことが重要であり、県と市町、地域住民や利用者等各層が協働して取り組んでいく必要があります。

これらのことを踏まえ、基本計画では次の3つを施策の基本方針とします。

誰もが親しめる琵琶湖にするため、無秩序なレジャーには厳し く規制していく取組が必要です。さらに、その実効性を着実に 確保することが求められます。

制限に当たっては、行為の程度に応じて罰則等強制力を伴う規制を講ずることとしたり、物理的に利用を制限したりするなど、地域の自然環境の状況や漁業者を含めた利用の状況に応じた対応が必要です。

しかしながら、琵琶湖の利用は本来ルールやマナーを守る限り 自由なものであり、また、多くの人が琵琶湖の雄大な自然環境に 触れ、日々の活力を得ることは、非常に重要なことです。

したがって、単に規制的な手法のみではなく、琵琶湖のレジャーを環境負荷の少ないものへと意識を高め、転換を図っていくことを通じて、人々が気持ちよく琵琶湖へ訪れるようにしていくことも重要です。

特に、多くの人々に琵琶湖を大切にしようとする気持ちを持ってもらうためには、琵琶湖の素晴らしさや琵琶湖の現状に触れ、琵琶湖の価値を理解していくことが不可欠であることから、一定のルールの中で利用者が増加することは、琵琶湖の環境にとっても決してマイナス面のみではなく、プラスの側面が大きいと考えます。

レジャー利用の適正化については、琵琶湖を次世代に継承していくために、レジャー利用者が琵琶湖や琵琶湖固有の生態系に配慮する気持ちを持つことや地元住民、漁業者、他の琵琶湖の利用者などを思いやる気持ちを持つことが必要です。この考え方は、経済・社会活動が健全な環境のもとで成り立つという SDGs の考え方にもつながります。

琵琶湖への負荷低減に少しでもプラスになるような現実的な 解決策を着実に実行していくことが重要であり、県と市町、地域

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 2 琵琶湖において、秩序ある適正なレジャー活動を推進します
- 3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進し 、 ます

第5. 施策展開の基本方向

1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

琵琶湖のレジャー利用に伴って生じる環境の負荷を低減させるために必要な規制などの取組を進めます。

(1) プレジャーボートの航行規制の徹底

1 これまでの取組

プレジャーボートの航行により発生する騒音から地域の生活環境および水鳥の生息環境を保全するとともに、水産動物の増殖場や養殖場への曳き波の被害の防止やレジャー利用者間の良好な利用環境を確保するため、プレジャーボートの航行を原則として禁止する水域を平成26年度末現在で26水域、約67.3km(湖岸延長)指定しています。また、利用者等へ規制水域を周知させるため、湖上のブイや湖岸の看板を設置しています(図21)。

特に、利用が集中する夏季の週末を中心に監視船を運航し、 職員と航行規制水域監視嘱託員により湖上から指導監視を実施するとともに、平成21年度から琵琶湖レジャー監視・指導 補助嘱託員を設置し、陸上からの指導監視を行うほか、琵琶湖 住民や利用者等各層が協働して取り組んでいく必要があります。 これらのことを踏まえ、<u>計画</u>では次の3つを施策の基本方針と します。

- 1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷の低減を目指します
- 2 琵琶湖において、秩序ある適正なレジャー活動を推進します
- 3 広報広聴活動や調査研究など施策を多面的・総合的に推進しま

第5. 施策展開の基本方向

1 琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策

琵琶湖のレジャー利用に伴って生じる環境の負荷を低減させるために必要な規制などの取組を進めます。

(1) プレジャーボートの航行規制の徹底

1 これまでの取組

プレジャーボートの航行により発生する騒音から地域の生活環境および水鳥の生息環境を保全するとともに、水産動物の増殖場や養殖場への曳き波の被害の防止やレジャー利用者間の良好な利用環境を確保するため、プレジャーボートの航行を原則として禁止する水域を令和2年5月末時点で26水域指定しています。また、利用者等へ規制水域を周知させるため、湖上のブイや湖岸の看板を設置しています(図5)。

特に、利用が集中する夏季の週末を中心に監視船を運航し、 湖上から指導監視を実施するとともに、平成21年度から琵琶 湖レジャー監視・指導補助嘱託員を設置し、陸上からの指導監 視を行うほか、琵琶湖レジャー利用監視員により普及啓発活動 を実施しています。また、利用が多い水域では、関係機関との レジャー利用監視員により普及啓発活動を実施しています。また、利用が多い水域では、警察との合同による集中取締を実施しています。

プレジャーボートの持ち込みについては、平成19年に実施した持込艇の利用状況調査によれば、湖岸への進入が可能な場所は琵琶湖全域で約300箇所が確認され、このうち、マリーナをはじめとする管理者の存在する箇所は75箇所、港湾や漁港等は52箇所、その他は公園や自然湖岸となっていました。

持ち込みが自由にできた、水上オートバイの一大基地の一つであった大津市柳が崎地先については、平成20年に市県の連携により不法占用業者および持ち込み利用者を排除しました。

また、公園等の施設管理者との連携により湖岸への持ち込み を防止するため、湖岸14箇所に石や杭等を設置するなどプレ ジャーボートのマリーナ等への集約に努めてきました。

琵琶湖はラムサール条約登録湿地であり、国際的にも重要な水鳥の飛来地とされています。水上オートバイ等プレジャーボートが航行することによる水鳥の生息環境などへの影響が懸念されることから、平成18年3月の条例の一部改正により、水鳥の生息環境を保全する必要があると認められる水域を航行規制水域の類型として追加し、平成18年度に新たに指定を行いました。

また、ウェイクボードを曳航するモーターボートの曳き波による水産動物の増殖場や養殖場への影響など、騒音とは別の観点からの苦情も発生し、当時の航行規制水域の指定基準では規制できなかったことから、平成23年3月の条例の一部改正により、水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するため、プレジャーボートの航行により発生する波を抑制する必要のある水域を航行規制水域の類型として追加し、平成24年

合同による集中取締を実施しています。

プレジャーボートの持ち込みについては、平成 19年に実施した持込艇の利用状況調査によれば、湖岸への進入が可能な場所は琵琶湖全域で約 300 箇所が確認され、このうち、マリーナをはじめとする管理者の存在する箇所は 75 箇所、港湾や漁港等は52 箇所、その他は公園や自然湖岸となっていました。

持ち込みが自由にできた、水上オートバイの一大基地の一つであった大津市柳が崎地先については、平成 20 年に市県の連携により不法占用業者および持ち込み利用者を排除しました。

また、公園等の施設管理者との連携により湖岸への持ち込みを防止するため、湖岸 15 箇所に石や杭等を設置するなどプレジャーボートのマリーナ等への集約に努めてきました。

琵琶湖はラムサール条約登録湿地であり、国際的にも重要な水鳥の飛来地とされています。水上オートバイ等プレジャーボートが航行することによる水鳥の生息環境などへの影響が懸念されることから、平成 18年3月の条例の一部改正により、水鳥の生息環境を保全する必要があると認められる水域を航行規制水域の類型として追加し、平成 18年度に新たに指定を行いました。

また、ウェイクボードを曳航するモーターボートの曳き波による水産動物の増殖場や養殖場への影響や、水上オートバイの機器特性から他のレジャー利用者を排他して湖岸近辺を独占した利用がされるなど、騒音とは別の観点からの課題も発生し、当時の航行規制水域の指定基準では規制できなかったことから、平成23年3月の条例の一部改正により、水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全するための水域およびレジャー利用の良好な利用環境を確保するための水域を航行規制水域の類型として追加し、平成24年度から新たに指定を

度から新たに指定を行いました。規制後は、曳き波による生育環境への影響等について関係事業者からの苦情は寄せられていません。



図21 プレジャーボートの航行規制水域図

2 現行施策の評価と課題

水上オートバイについて、7月下旬から8月中旬までの日曜日 一日に琵琶湖の主な利用箇所で県が確認した隻数は、平成14年 度の1,522隻と比べ、条例施行後は大きく減少しており、平

行いました。

航行規制水域の見直しについては、継続して検討しており、 令和元年度には、水産動物の増殖場や養殖場における生育環 境を保全するために指定した守山市木浜町~草津市下物町地 区の航行規制水域を拡大しました。



図5 プレジャーボートの航行規制水域図

2 現行施策の評価と課題

水上オートバイについて、7月下旬から8月中旬までの日曜日 一日に県が確認した隻数は、平成14年度の<u>1,765</u>隻と比べ、条例 施行後は大きく減少しており、平成20年度から平成26年度の間 成20年度から平成26年度は208隻から330隻の間を推移してきました。これは、全国的な利用者の減少や景気の低迷に加えて航行規制およびエンジン規制の本格化によるものと考えられます。

ただし、平成27年度は、景気の回復によるものか、増加に転じ、387隻が確認されています(表3)。

また、プレジャーボートの航行に係る苦情件数については条例 施行当初に比べて 10分の1と大きく減少しています (図13)。

しかし、一部の水域においては悪質なレジャー利用者による迷惑行為等が後を絶たない状況にあります。

また、プレジャーボートによる騒音は単独の航行よりも狭い水域を複数のプレジャーボートが同時に航行すると大きくなります。本県が実施した夏季利用状況調査によると、水上オートバイの利用が集中している地域があり、それら水域での航行規制の遵守が大きな課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、今後、以下のように取り組むこととします。

は、208 隻から 426 隻の間で推移していました (表3)。これは、全国的な利用者の減少や景気の低迷に加えて航行規制およびエンジン規制の本格化によるものと考えられます。 平成 27 年度からは、景気の回復によるものか、増加に転じており、449 隻から586 隻の間で推移しています。

また、プレジャーボートの航行に係る苦情件数については条例 施行当初に比べて大幅に減少しています(図 $_4$)。

しかし、一部の水域においては悪質なレジャー利用者による迷惑行為等が後を絶たない状況にあります。

また、プレジャーボートによる騒音は単独の航行よりも狭い水域を複数のプレジャーボートが同時に航行すると大きくなります。本県が実施した夏季利用状況調査によると、水上オートバイの利用が集中している地域があり、それら水域での航行規制の遵守が大きな課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、今後、以下のように取り組むこととします。

表3 主な利用箇所における水上オートバイ利用隻数 (夏季利用状況調査)

周辺場所	市							年	度						
同边场所	ή	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
柳が崎	大津市	317	155	70	80	68	90	6	- 1	0	0	0	0	0	1
真野	大津市	50	14	12	20	10	5	1	0	9	8	2	2	4	5
和邇	大津市	35	13	16	14	17	37	8	7	5	14	4	- 11	2	18
松の浦	大津市	68	44	35	35	28	67	5	6	18	21	-11	25	3	8
近江舞子	大津市	342	119	86	121	115	107	74	68	91	102	84	50	92	181
北小松	大津市	68	18	15	29	40	58	23	27	48	56	81	68	45	43
横江浜	高島市	62	6	38	28	2	10	6	6	15	3	3	9	4	28
中庄	高島市	25	46	12	27	26	23	1	8	21	27	16	14	23	26
二本松	長浜市	54	17	27	26	13	32	2	7	7	12	11	18	27	14
長浜港	長浜市	94	35	45	41	23	25	1	0	3	0	7	0	0	2
彦根港	彦根市	108	65	37	49	36	30	30	34	30	42	28	45	47	26
薩摩	彦根市	30	16	35	2	13	15	0	10	16	8	26	23	8	8
新海浜	彦根市	82	49	57	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栗見新田	東近江市	116	60	17	44	31	14	17	20	14	13	7	0	3	- 11
菖蒲	野洲市	71	E0	20	43	38	11	0	12	0	4	9	2	0	1
吉川	野洲市	71	53	38	43	0	29	34	22	22	20	9	8	1	15
合	計	1,522	710	540	570	471	553	208	228	299	330	298	275	259	387

^{*} 数字は、7月下旬から8月中旬までの日曜日一日の利用隻数。

表3 夏季における水上オートバイ利用隻数 (夏季利用状況調査)

										年	度								
エリア	市	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
柳が崎	大津市	317	155	70	80	68	90	6	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2
雄琴	大津市	23	2	4	6	10	8	-	-	1	6	2	2	2	2	2	1	4	1
堅田	大津市	31	9	13	8	6	20	-	-	9	1	2	1	1	6	2	2	3	7
真野	大津市	50	14	12	20	10	5	1	0	9	8	2	2	4	5	1	2	1	2
和邇	大津市	35	13	16	14	17	37	8	7	5	14	4	11	2	18	11	11	18	43
松の浦	大津市	68	44	35	35	28	67	5	6	18	21	11	25	3	8	8	7	15	41
近江舞子	大津市	342	119	86	121	115	107	74	68	91	102	84	50	92	181	160	144	214	185
北小松	大津市	68	18	15	29	40	58	23	27	48	56	81	68	45	43	82	59	68	47
鵜川	高島市	12	14	17	27	7	6	-	-	7	0	2	27	20	3	8	18	11	27
萩の浜	高島市	12	12	6	0	14	8	_	_	5	8	2	0	0	0	_	0	19	0
横江浜	高島市	62	6	38	28	2	10	6	6	15	3	3	9	4	28	10	20	10	0
北船木	高島市	28	3	0	5	7	14	-	-	4	11	2	5	0	0	0	1	0	0
中庄	高島市	25	46	12	27	26	23	1	8	21	27	16	14	23	26	0	31	37	1
二本松	長浜市	54	17	27	26	13	32	2	7	7	12	11	18	27	14	24	28	47	16
南浜	長浜市	9	0	6	15	18	18	-	-	8	20	5	0	2	0	2	2	0	3
長浜港	長浜市	10	8	15	17	23	0	1	0	3	0	7	0	0	2	0	3	0	0
長沢 (神明キャンブ場)	米原市	94	35	45	41	23	25	_	-	11	22	16	41	14	14	8	14	25	1
磯	米原市	6	3	1	22	4	2	_	-	1	0	5	0	2	0	0	4	0	9
彦根港	彦根市	108	65	37	49	36	30	30	34	30	42	28	45	47	26	49	45	6	12
須越	彦根市	21	6	16	0	12	5	-	-	0	1	0	0	1	1	0	3	0	5
薩摩	彦根市	30	16	35	2	13	15	0	10	16	8	26	23	8	8	3	5	8	0
新海浜	彦根市	82	49	57	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
栗見新田	東近江市	116	60	17	44	31	14	17	20	14	13	7	0	3	11	0	3	5	10
長命寺	近江八幡	9	4	4	25	8	7	_	-	0	3	1	3	4	5	11	3	21	0
牧	近江八幡	18	13	15	37	10	44	-	-	21	21	18	23	15	32	26	43	37	44
菖蒲	野洲市	71	53	38	43	38	11	0	12	0	4	9	2	0	1	10	11	8	9
吉川	野洲市		- 00	- 55		0	29	34	22	22	20	9	8	1	15	31	28	20	18
今浜	守山市	35	18	4	6	0	8	-	-	0	3	4	1	0	3	0	10	9	5
赤野井	守山市	21	12	2	0	0	2	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
志那	草津市	8	8	3	0	0	0	-	-	0	0	0	0	0	3	1	0	0	0
合	計	1,765	822	646	738	590	695	208	228	366	426	357	378	320	456	449	499	586	488

数字は、7月下旬から8月中旬までの日曜日1日の利用隻数

3 今後の取組方向

- ア 航行規制水域の適切な設定
 - (7) 航行規制水域の範囲については、今後もプレジャーボートの航行に伴う騒音や曳き波による影響等について、実態把握に努め、必要に応じて見直しを図ります。
 - (イ) 航行規制水域について分かり易く明示するとともに、 指定の理由を含め、その意義について広くPRし、周知徹 底を図ります。
- イ 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全 水産動物の増殖場や養殖場における生育環境を保全す るため、2 水域を指定していますが、関係する団体や市と も連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じ て見直しを図ります。
- ウ 水鳥の生息環境の保全

水鳥の生息環境を保全するため、1 水域を指定していますが、関係する団体や市とも連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じて見直しを図ります。

エ レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保

水上オートバイ利用者が他のレジャー利用者に著しく 迷惑を及ぼすことを防止し、良好な利用環境を確保するため、1水域を指定していますが、関係する団体や市とも連携しながら、問題となる箇所については、必要に応じて見直しを図ります。

オ 利用環境の検討

琵琶湖の環境負荷の低減を図り、プレジャーボート等の利用環境を検討することを目的に開催している「プレジャーボート等利用環境検討会」で意見交換を行うなど、よりよい利用環境の検討に努めていきます。

3 今後の取組方向

ア 航行規制水域の適切な設定

イ 増殖場および養殖場における水産動物の生育環境の保全

ウ 水鳥の生息環境の保全

エ レジャー利用者に係る良好な利用環境の確保

オ 利用環境の検討

カ航行規制遵守の徹底

- (7) 監視船による指導監視や警察との合同取締を強化する とともに、あらゆる関係法令を駆使し、関係部局との連携 による悪質な違反者の徹底した排除と厳正な対処を図り ます。
- (4) プレジャーボートのマリーナ等への集約により、管理強化の徹底と環境負荷の確実な削減を図ります。
- (ウ) 地域における迷惑行為の解決のための地域単位の取組 に対する支援を行います。
- (エ) 条例に基づく琵琶湖レジャー利用監視員制度を引き続き活用することにより、レジャー利用の適正化を図るために必要な指導および啓発活動を行います。
- (オ) 施設管理者との連携により必要に応じて進入防止杭等を設置します。

キ 改造艇等の航行禁止

消音器等を改造したプレジャーボートの航行禁止、取水 施設やえり等からの航行安全距離の確保等について、関係 者と連携して利用者に働きかけます。

ク 不要な空ぶかしの禁止

不要な空ぶかしをしないことはもちろんのこと、消音器の使用や排気口の向きなどの配慮について関係者と連携して利用者に働きかけます。

- ケ 指導監視体制の強化
 - (ア) 琵琶湖レジャー利用監視員および環境保全関係の既存の監視制度との連携により、より効果的な指導・監視活動を行います。
 - (イ) 監視員に必要とされる多様なレジャー活動に関する幅 広い知識についての研修を行い、資質の向上を図ります。

カ航行規制遵守の徹底

キ 改造艇等の航行禁止

ク 不要な空ぶかしの禁止

ケ指導監視体制の強化

- (ウ) レジャー利用の適正化、河川管理、水上安全等の関係する規制の監視取締の強化と遵守徹底を図るため関係部局が 連携して、違反者に対する厳正な対処を図ります。
- (エ) プレジャーボートの利用が集中する水域での航行規制 の遵守等について、監視取締を強化します。
- (オ) 航行規制水域監視嘱託員や琵琶湖レジャー監視・指導補助嘱託員の配置により、効果的な取締・指導監視活動を行います。

(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換

1 これまでの取組

制定当初の条例において、従来型2サイクルエンジンの使用 禁止については平成20年4月から施行することとしていまし た。しかし、条例制定後2年が経過した時点で、滋賀県で登録 されているプレジャーボートのうち、約8割が依然として従来 型2サイクルエンジンで占められている状況にありました。

そこで、平成18年3月の条例改正において、平成18年4月以降に取得する艇については当初のスケジュール通り使用禁止としましたが、平成18年3月以前に取得された艇のうち、県と協定を締結した保管施設(以下「協定施設」という。)に保管し、かつ平成23年3月までに環境対策型エンジンへの転換を約束いただいた艇に関しては、特例艇として平成23年3月まで琵琶湖で航行できることとしました。

それまでの間に、協定施設においては特例艇所有者に対して エンジン転換を指導するとともに、施設利用者に向けた啓発ポ スターを掲示したり、パンフレットを配布したりするなど、琵 琶湖ルールの普及啓発を行いました。

従来型2サイクルエンジンの持ち込み艇については、県が(湖上や陸上を問わず) 指導を行いました。その成果もあって県内

(オ) 取締・指導等を目的とした会計年度任用職員を雇用することにより、効果的な取締・指導監視活動を行います。

(2) 環境対策型エンジンへの確実な転換

1 これまでの取組

制定当初の条例において、従来型2サイクルエンジンの使用禁止については平成20年4月から施行することとしていました。しかし、条例制定後2年が経過した時点で、滋賀県で登録されているプレジャーボートのうち、約8割が依然として従来型2サイクルエンジンで占められている状況にありました。

そこで、平成 18年3月の条例改正において、平成 18年4月 以降に取得する艇については当初のスケジュール通り使用禁止 としましたが、平成 18年3月以前に取得された艇のうち、県と 協定を締結した保管施設(以下「協定施設」という。)に保管し、 かつ平成 23年3月までに環境対策型エンジンへの転換を約束 いただいた艇に関しては、特例艇として平成 23年3月まで琵琶 湖で航行できることとしました。

それまでの間に、協定施設においては特例艇所有者に対して エンジン転換を指導するとともに、施設利用者に向けた啓発ポ スターを掲示したり、パンフレットを配布したりするなど、琵 琶湖ルールの普及啓発を行いました。

従来型2サイクルエンジンの持ち込み艇については、県が(湖上や陸上を問わず) 指導を行いました。その成果もあって県内

小型船舶登録隻数のうち従来型2サイクルエンジンが占める割合は、平成23年4月1日時点で4割弱となりました(図1)。

その後、平成23年3月の条例改正により、平成23年4月からは従来型2サイクルエンジンが完全使用禁止となり、さらに平成24年10月からは環境対策型エンジンであっても琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、県が交付する適合証の表示が必要となりました。

平成15年度から25年度まで実施した「環境対策型エンジン普及状況調査」では、4サイクルエンジンなどの環境対策型エンジンの搭載割合は、条例施行当初の平成15年度に滋賀県登録船全数の16.8%であったものが、平成25年4月には82.6%となり、合わせて調査した近隣6府県の転換割合を大きく上回る結果となりました。

2 現行施策の評価と課題

条例の一部改正により、平成23年4月からは琵琶湖での従来型2サイクルエンジンが完全使用禁止となった結果、平成27年度夏季の本県による監視・取締においては、従来型2サイクルエンジン搭載艇は確認されておらず、またほとんどのプレジャーボートに適合証が貼付されており、条例の成果は確認できたものと考えられます。

しかしながら、平成25年4月1日現在の近隣府県での環境対策型エンジンの転換割合は38.6%にとどまることから、琵琶湖への従来型2サイクルエンジン搭載艇が持ち込まれる可能性もあり、引き続き監視、取締りを徹底していく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、琵琶湖での適合証表示艇の割合1 00%を目標に、今後の取組を以下のように進めていきます。 小型船舶登録隻数のうち従来型2サイクルエンジンが占める割合は、平成23年4月1日時点で4割弱となりました。

その後、平成 $\frac{23}{2}$ 年3月の条例改正により、平成 $\frac{23}{2}$ 年4月からは従来型 $\frac{24}{2}$ 年10月からは環境対策型エンジンであっても琵琶湖でのプレジャーボートの航行には、県が交付する適合証の表示が必要となりました。

2 現行施策の評価と課題

条例の一部改正により、平成 23 年4月からは琵琶湖での従来型2サイクルエンジンが完全使用禁止となりました。令和元年度の夏季の湖岸からの監視においては約 99%のプレジャーボートに適合証が貼付されていました。適合証制度の浸透により、従来型2サイクルエンジン使用禁止についても概ね守られていることを確認しています。

県内の環境対策型エンジンへの転換率は平成 25 年4月1日 時点で82.6%、以降、年々増加しているものと考えられますが、 近隣府県においては、県内ほど転換率が高くないと見込まれる ことから、依然として琵琶湖に従来型2サイクルエンジン搭載 艇が持ち込まれる可能性もあり、引き続き監視、取締りを徹底 していく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、琵琶湖での適合証表示艇の割合100%を目標に、今後の取組を以下のように進めていきます。

3 今後の取組方向

ア 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底

- (ア) 従来型2サイクルエンジンの完全使用禁止が遵守されるよう監視指導取締りを行います。
- (イ) 実効性を担保するため、違反する操船者に対して条例に 基づく罰則適用を視野に入れた取締りを行います。
- イ 適合証表示制度の徹底
 - (ア) 適合証の貼付がなされるよう、広報・啓発に努めます。
 - (イ) 違反する操船者に対して条例に基づく監視や指導の強 化等を行います。
- ウ 指定保管業者の協力による環境対策型エンジンへの確実な 転換

法令等を遵守しプレジャーボートの適正な保管ができる プレジャーボートの保管業者を「指定保管業者」に指定し て協力を求め、環境対策型エンジンへの確実な転換と適合 証の貼付、さらには操船者のマナーアップを図ります。

(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底

1 これまでの取組

世界でも有数の古代湖である琵琶湖は、数多くの固有種を含む豊かで貴重な生態系を育んできました。しかし、この数十年間でその様相は大きく変貌し、豊かであった琵琶湖の生態系は危機的な状況に陥っています。その背景には、湖岸の護岸化や内湖の干拓といった人為的な改変や水草の異常繁茂やカワウの増加といった生態系の変化が要因として挙げられますが、それらに加えてオオクチバスやコクチバスが在来魚を捕食することやブルーギルが在来魚の卵や在来魚のエサとなるミジンコ類やコスリカ類を捕食することによる影響が大きいと考えられています。

3 今後の取組方向

ア 従来型2サイクルエンジンの使用禁止の徹底

イ 適合証表示制度の徹底

ウ 指定保管業者<u>等</u>の協力による環境対策型エンジンへの確実 な転換

指定保管業者等のマリーナ事業者に協力を求め、環境 対策型エンジンへの確実な転換と適合証の貼付、さらに は操船者のマナーアップを図ります。

(3) 外来魚のリリースの禁止等の徹底

1 これまでの取組

世界でも有数の古代湖である琵琶湖は、数多くの固有種を含む豊かで貴重な生態系を育んできました。しかし、この数十年間でその様相は大きく変貌し、豊かであった琵琶湖の生態系は危機的な状況に陥っています。その背景には、湖岸の護岸化や内湖の干拓といった人為的な改変や水草の異常繁茂やカワウの増加といった生態系の変化が要因として挙げられますが、それらに加えてオオクチバスやコクチバスが在来魚を捕食することやブルーギルが在来魚の卵や在来魚のエサとなるミジンコ類やコスリカ類を捕食することによる影響が大きいと考えられています。

そこで、琵琶湖の豊かな生態系を次の世代に引き継いでいく ため、琵琶湖の生態系の攪乱要因の1つである外来魚を、釣り というレジャーの側面からも減らすとともに、"リリースしな い釣り"といった琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルの 確立を目的に外来魚の再放流(リリース)を禁止しました。

このため、県では釣り人がリリース禁止を遵守しやすい環境を整備するため、主な釣りのポイントに外来魚回収ボックスや回収いけすを設置しています(図22)。また、平成15年度から平成19年度にかけては、釣り上げた外来魚を買い物などに使える地域通貨に交換できる「ひろめよう券事業」を実施し、平成20年度からは子どもを対象に夏休み期間中に外来魚の釣り上げコンテストを行う「びわこルールキッズ事業」や定期的な駆除釣り大会の実施、「外来魚釣り上げ隊」という外来魚駆除に協力してもらえる個人、団体、企業を募集するなど、外来魚の駆除を進めるとともに、外来魚のリリース禁止の普及啓発を実施してきました。

そこで、琵琶湖の豊かな生態系を次の世代に引き継いでいく ため、琵琶湖の生態系の攪乱要因の1つである外来魚を、釣り というレジャーの側面からも減らすとともに、"リリースしな い釣り"といった琵琶湖と共生する新しいレジャースタイルの 確立を目的に外来魚の再放流(リリース)を禁止しました。

このため、県では釣り人がリリース禁止を遵守しやすい環境を整備するため、主な釣りのポイントに外来魚回収ボックスや回収いけすを設置しています(図6)。また、定期的な駆除釣り大会の実施の他、以下の事業を実施することで、外来魚の駆除を進めるとともに、外来魚のリリース禁止の普及啓発を実施しました。

- <u>・平成 15 年度~平成 17 年度:「ノーリリースひろめよう券事業</u>」
- <u>・平成 18 年度~平成 19 年度:「びわこルールひろめよう券事</u>業」
 - <u>・平成 20 年度~ : 「びわこルールキッズ事業」</u>
 - ・平成28年度~ : 「外来魚釣り上げ名人事業」

「ノーリリースひろめよう券事業」、「びわこルールひろめよう事業」:

<u>釣り上げた外来魚を買い物などに使える地域通貨に交換できる事業</u>

「びわこルールキッズ事業」:

小中学生を対象に夏休み期間中に釣り上げた外来魚の量を競う事業 「外来魚釣り上げ名人事業」:

年間を通じて釣り上げた外来魚の量に応じて、段位を認定する事業



図22 **外来魚回収ボックスと回収いけすの設置箇所** (平成27年9月1日現在)

2 現行施策の評価と課題

釣り上げた外来魚のリリースを禁止する規定を盛り込んだ条例を制定するにあたり、リリースが一般的であった当時は釣り人の自由を奪うものとして大きな議論を巻き起こしましたが、琵琶湖の生態系保全のためにリリースしない釣りもあることを周知し、琵琶湖ルールとして「リリース禁止」を実現させたことについては大きな意味があったと考えられます。

釣り人による外来魚の回収量は、ひろめよう券の配付終了後

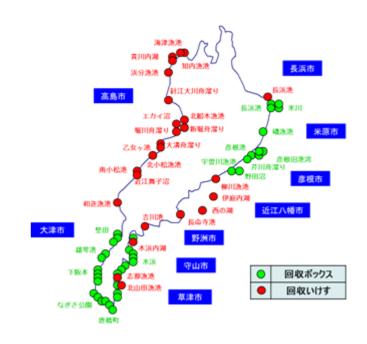


図 6 外来魚回収ボックスと回収いけすの設置箇所 (令和 2 年 5 月 31 日現在)

2 現行施策の評価と課題

釣り上げた外来魚のリリースを禁止する規定を盛り込んだ条例を制定するにあたり、リリースが一般的であった当時は釣り人の自由を奪うものとして大きな議論を巻き起こしましたが、琵琶湖の生態系保全のためにリリースしない釣りもあることを周知し、琵琶湖ルールとして「リリース禁止」を実現させたことについては大きな意味があったと考えられます。

釣り人による外来魚の回収量(外来魚回収ボックス、いけす

においても、外来魚の推定生息量が平成18年をピークに年々減少している中で(図23)、外来魚回収ボックス、いけすから年間13.3 tから21.5 tを維持しています(表4)。

釣り人アンケート調査や監視員アンケート調査によると、外 来魚のリリース禁止は広がりつつあるものの、依然としてリリ ース禁止を守らない方が多いと思われます(図15、16)。

外来魚については、リリース禁止をご理解いただけないバス 釣り客もおり、引き続きねばり強く啓発を行うとともに、種々 の事業を通じて外来魚のリリース禁止の輪を広げていくことが 大切です。さらに外来魚の生息量自体を減らしていくことも必 要です。

これらの課題等を踏まえ、釣り人による外来魚のリリースが ゼロとなることを目指して、今後の取組を以下のように進めて いきます。

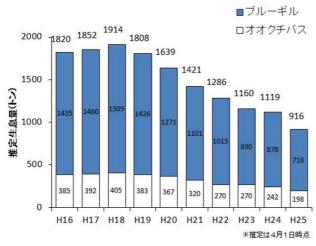


図23 外来魚推定生息量の推移(H26年12月 滋賀県水産課資

からの回収)は、ひろめよう券の配付終了後においても、毎年 10 t 以上となっています(表 4)。また、外来魚の推定生息量に ついては、変動はあるものの、平成 18 年をピークに年々減少し ています(図 7)。

今後、実施予定のアンケート調査の結果を基に、記載予定。

これらの課題等を踏まえ、釣り人による外来魚のリリースがゼロとなることを目指して、今後の取組を以下のように進めていきます。



図7 外来魚推定生息量の推移(滋賀県水産課提供データ)

料)

表 4 外来魚回収量

年度	回収ボックス	回収いけす	ひろめよう	持込ステー	計
			券	ション	
平成15年度	8.1t	1.5t	15.9t	_	25.5 t
平成16年度	10.6t	1.3t	28.5t	_	40.4 t
平成17年度	12.2t	1.7t	11.5t	0.8t	26.2 t
平成18年度	12.2t	1.7t	20.2t	1.2t	35.3t
平成19年度	13.4t	1.7t	16.4t	_	31.5t
平成20年度	15.1t	2.3t	-	_	17.4t
平成21年度	16.6t	1.6t	-	_	18.2t
平成22年度	18.4t	3.1t	-	_	21.5t
平成23年度	13.8t	1.4t	-	_	15.2 t
平成24年度	17.4t	1.5t	-	_	18.9 t
平成25年度	12.8t	1.4t			14.2 t
平成26年度	11.9t	1.4t		_	13.3 t
平成27年度	7.0t	0.4t	_	_	7.4 t
計	169.5 t	21.0 t	92.5 t	2.0 t	285.0 t

- ※平成27年度は、7月までの回収量である。
- ※ひろめよう券は、リリース禁止をより多くの県民にひろげることを目的として、外来魚500グラムに対して買い物に使える「びわこルールひろめよう券」1枚(50円)を交付する取り組み。
- ※持込ステーションは、外来魚が持込できるステーションを実験的 に設置したもの。

表 4 外来魚回収量

年度	回収ボックス	回収いけす	ひろめよう	持込ステー	計
			券	ション	
平成15年度	8.1t	1.5t	15.9t	-	25.5 t
平成16年度	10.6t	1.3t	28.5t	_	40.4 t
平成17年度	12.2t	1.7t	11.5t	0.8t	26.2 t
平成18年度	12.2t	1.7t	20.2t	1.2t	35.3t
平成19年度	13.4t	1.7t	16.4t	_	31.5t
平成20年度	15.1t	2.3t	-	_	17.4t
平成21年度	16.6t	1.6t	_	_	18.2t
平成22年度	18.4t	3.1t	-	_	21.5t
平成23年度	13.8t	1.4t	-	_	15.2 t
平成24年度	17.4t	1.5t	-	_	18.9 t
平成25年度	12.8t	1.4t	-	_	14.2 t
平成26年度	11.9t	1.4t	-	_	13.3 t
平成27年度	13.2t	1.2t	-	_	14.4 t
平成28年度	<u>17.1t</u>	<u>1.5t</u>	=	=	<u>18.6t</u>
平成29年度	<u>12.1t</u>	<u>0.7t</u>	Ξ	=	<u>12.8t</u>
平成30年度	<u>15.6t</u>	<u>0.9t</u>	Ξ	=	<u>16.5t</u>
<u>令和元年度</u>	<u>10.2t</u>	<u>0.7t</u>	=	=	<u>10.9t</u>
<u>計</u>	230.7 t	<u>24.4 t</u>	92.5 t	<u>2.0 t</u>	<u>350.8 t</u>

※ひろめよう券は、リリース禁止をより多くの県民にひろげることを目的として、外来魚500グラムに対して買い物に使える「びわこルール

3 今後の取組方向

ア 釣り人等への普及啓発

- (ア) 外来魚のリリース禁止の輪をさらに広げるため、民間企業や釣り関係者、任意団体が行う自主的な釣り大会の開催において、釣り竿の貸出や外来魚の回収等の支援を行います。
- (4) また、一般向けや子ども向けの外来魚駆除釣り大会を適時開催します。
- (ウ) さらに、夏休み期間中に琵琶湖淀川流域府県を中心に、 全国の小中学生を対象とした外来魚駆除釣り事業を行う ほか、年間を通じた一般向けの外来魚駆除釣り事業につい ても取組を進めます。
- (エ) 湖中での立ち込み釣り、ボートでの釣りをする人の中にも外来魚のリリースをしているという人が見受けられることから、関係機関と連携しリリース禁止の実践についての広報啓発およびルール遵守の徹底に努めます。
- (オ) 利用状況に応じて回収ボックス・回収いけすの適切な配置を行います。
- (カ) 生分解性の釣り具や鉛を使わない錘の使用など環境に やさしい環境配慮型製品の使用について、啓発に努めま す。

イ 外来魚の防除の推進

(ア) 平成27年9月28日に公布、施行された「琵琶湖の 保全及び再生に関する法律」において、外来動植物による 被害の防止が規定されたことから、国の支援を得ながら外 ひろめよう券」1枚(50円)を交付する取り組み。 ※持込ステーションは、外来魚が持込できるステーションを実験的 に設置したもの。

3 今後の取組方向

ア 釣り人等への普及啓発

イ 外来魚の防除の推進

来魚の防除を推進します。

(4) 県においても、「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」 を作成し国の確認を受けているところであり、平成32年 度末までにオオクチバス等の生息量を600トンにする ことを目指した防除の取組を進めます。

(4) ローカルルール等の推進

1 これまでの取組

琵琶湖に面した多くの自治会等がごみ、騒音、花火等で迷惑 行為を受けている状況にあります。

こうしたことから、県においては、マナーアップキャンペーン等の啓発事業を通じて迷惑行為の防止を啓発してきました。

平成18年3月の条例改正により、深夜の花火やごみの放置等の地域における迷惑行為の解決のため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に応じたローカルルール(地域協定)を策定し、地域住民による広報監視活動などを行うことを知事が認定する制度を創設し、これまでに3箇所を認定しました。

<地域協定認定箇所>

- ・ 平成19年3月認定…大津市近江舞子(南小松水上バイク等対策協議会、大津市南小松自治会)
- ・ 平成19年5月認定…高島市横江浜(横江浜区水上 バイク等対策協議会)
- ・ 平成20年8月認定…長浜港(長浜港水面利用マナーアップ協議会)

2 現行施策の評価と課題

花火、バーベキュー、キャンプなどのレジャー活動に伴う迷惑行為や危険行為に対応するため、近江舞子では自治会を中心に、航行規制水域内への水上オートバイ等の進入に対するパト

(1)

今年度改定予定の「滋賀県オオクチバス等防除実施計画」を基に、記載予定。

(4) ローカルルール等の推進

1 これまでの取組

2 現行施策の評価と課題

花火、バーベキュー、キャンプなどのレジャー活動に伴う迷惑行為や危険行為に対応するため、近江舞子では自治会を中心に、航行規制水域内への水上オートバイ等の進入に対するパト

ロールの実施、また横江浜では啓発用看板の設置やチラシの配布、長浜港でもマナーアップキャンペーンの実施など、地域の 実態に応じた取組が行われた結果、違法駐車や夜間の騒音など は減少傾向にあります(図20)。

しかし、ルールおよびマナーを無視した行為が無くなった 訳ではありません。川遊びをされている方によるごみの放置 や外来魚回収ボックスへのごみの投入、漁具への釣り具のからまりによる漁師のけがなどの問題も生じています。また、 レジャー利用による一部の水産資源への影響も懸念されており、レジャー利用者のマナーの向上をより一層図ることが必要となっています。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めていきます。

3 今後の取組方向

ア 地域の自主組織への支援

(7) 深夜の花火やごみ等の地域における迷惑行為の解決のためには、地域単位での積極的な監視、啓発活動や情報提

ロールの実施、また横江浜では啓発用看板の設置やチラシの配布、長浜港でもマナーアップキャンペーンの実施など、地域の 実態に応じた取組が行われた結果、違法駐車や夜間の騒音など は減少傾向にあります(図 2 0)。

しかし、ルールおよびマナーを無視した行為が無くなった 訳ではありません。川遊びをされている方によるごみの放置 や外来魚回収ボックスへのごみの投入、漁具への釣り具のからまりによる漁師のけがなどの問題も生じています。また、 レジャー利用による一部の水産資源への影響も懸念されており、レジャー利用者のマナーの向上をより一層図ることが必要となっています。

プレジャーボートの航行に伴う苦情件数については、減少してきているものの、地域によって異なる課題が生じています。こうした課題の解決のためには、地域の中で問題解決のために関係者が話し合い、行動を起こすことが重要となっています。そのため、県では、地域における自主的な活動をより強力に支援していくこととします。

3 今後の取組方向

ア 地域住民、関係事業者等による組織づくりの支援 地域毎に異なる課題を解決するためには、関係者間で話し合いをすることが重要であることから、地域住民とマリーナ事業 者等で話し合うことができる場(協議会等)を作ることを支援します。

イ 地域の自主組織への支援

供などの自主的な取組が必要であることから、関係機関等との連携強化を促進するとともに、ローカルルールの策定を支援します。

(4) 水上オートバイの航行に伴う諸課題を解決するため、一 定の水域においてルール遵守を徹底する取組が必要であ ることから、関係機関等との連携強化を促進するととも に、ローカルルールの策定を支援します。

イ 利用者のマナーの向上

- (7) 琵琶湖ルールやごみの持ち帰り、湖岸の適正な利用といったレジャーのマナーアップを呼びかけるため、必要に応じて看板やのぼり等を設置するとともに、広報啓発活動を実施します。
- (イ) 漁業関連の規制や注意事項、水産資源維持への配慮について、パンフレットをマリーナ等へ配付するなどその周知に努めます。
- (ウ) 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全を 守るため、規制等の周知徹底を図ります。
- ウ ごみの投棄、放置対策

滋賀県ごみの散乱防止に関する条例等に基づき、各種の環境美化活動の推進とごみの投棄・放置防止のための指導・監視を行います。

2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策

琵琶湖には、毎年多くの人々が、レジャーや観光に訪れています。どのようなレジャー利用においても、できる限り琵琶湖に負荷をかけないことを前提に、琵琶湖の環境への負荷が少ない秩序あるレジャー利用を促進するための取組を進めます。

ウ 利用者のマナーの向上

エ ごみの投棄、放置対策

2 秩序あるレジャー利用の促進のための施策

(1) 湖岸の適正利用の推進

1 これまでの取組

本県では、河川法や湖岸施設の管理規程、滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制により、湖岸の適正管理を実施してきました。また、湖辺域の適正利用対策の基本的な考え方である「湖辺域の適正利用に関する基本方針」を策定し、不法占用施設については現地において継続的に撤去指導を実施してきたところです。

また、平成18年7月には、プレジャーボートの係留保管に関する秩序の確立を図ることを目的とした滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例が施行され、取組を進めてきました。

2 現行施策の評価と課題

プレジャーボートの利用に係る不法占用・放置艇対策については、不法占有や放置艇などは減少してきたものの、なお一定数見られることから、関係機関が連携して、引き続き撤去指導等厳しい措置を講じていく必要があります。

これらの課題等を踏まえ、今後の取組を以下のように進めることとします。

3 今後の取組方向

- ア 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例 等による規制
- (ア) 滋賀県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例に基づき、琵琶湖で不法に係留保管し、適正な保管場所

(1) 湖岸の適正利用の推進

1 これまでの取組

2 現行施策の評価と課題

3 今後の取組方向

- への移動の指導や警告に従わないプレジャーボートについ て撤去等を行います。
- (イ) 不法占用施設は、行為者が自主的に撤去すべきであると の原則を踏まえて、撤去指導の強化を図ります。
- (ウ) 指導によっても撤去に応じない事案については、関係機 関と協議・連携しながら河川法・行政代執行法などの法的 措置を講ずることによる撤去を行います。
- (エ) 漁港、舟だまり等の各施設管理者との連携の強化および 「放置等禁止区域」を指定した港湾について港湾法に基づ く放置艇対策の強化を図ります。
- イ 湖岸施設の管理規程等による規制
- (ア) 湖岸の都市公園(湖岸緑地)、自然公園施設、漁港、舟だまり等の施設の適正な管理を図ります。
- (4) 様々なレジャー活動や車両等の持ち込みによる動植物の 生育環境等への負荷を軽減するため、必要に応じて進入防 止杭等の設置を行い、適正に管理された場所への誘導を図 ります。
- ウ 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規制
 - (7) 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例によるヨシ 群落保全地域(保護地区、保全地域、普通地域)の指定の 見直しに向けた調査を実施します。
- (イ) 全国的にも事例が少ない河川法や自然公園法に基づく植 生の保全について、琵琶湖における適用について検討を進め ます。
- (2) 安全なレジャー活動の推進
- 1 これまでの取組

- ウ 滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例等による規 制
- (7) <u>滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例によるヨシ</u> 群落保全地域(保護地区、保全地域、普通地域)内におけ る行為について、ヨシ群落の保全のための指導を行います。
- (イ) 全国的にも事例が少ない河川法や自然公園法に基づく植 生の保全について、琵琶湖における適用について検討を進め ます。
- (2) 安全なレジャー活動の推進
- 1 これまでの取組

琵琶湖におけるプレジャーボート等の船舶による事故等が多発しています(表5)。そのため、琵琶湖における事故防止の徹底を図り、琵琶湖の利用者の安全を守るため、滋賀県公安委員会では滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づく取組を進めてきました。

表 5 船舶事故の状況

_				24 0 VIHVIH 4. PX 1/4 DE						
		水上	モーター	ボードセ	ヨット	ボート	カヌー	水上スキ	漁船・和	
	年	オート	ボート	ーリング				一等	船	計
		バイ								
発										
生	25	8	8	1	2	3	3	10	2	3 7
件										
数	26	1 4	8	_	2	2	4	5	2	3 7
死	25	_	_	_	-	_	_	1	1	2
者										
	26	1	_	_	-	_	_	_	1	2
行										
方	25	_	_	_	-	_	_	_	_	0
不										
明	26	_	_	_	-	_	_	_	_	0
負										
傷	25	3	1	_	-	1	_	9	-	1 4
者										
	26	9	1	_	2	-	_	4	_	1 6

平成26年12月31日現在滋賀県警察本部調べ

表5 船舶事故の状況

_				20	/417/4	n 事 版 v	- / 1//			
		水上	モーター	ボードセ	ヨット	ボート	カヌー	水上スキ	漁船・和	
	年	オート	ボート	ーリング				一等	船	計
		バイ								
発									_	
生	30	11	9	2	4	3		7	2	4 2
件										
数	<u>元</u>	<u>11</u>	16	4	8	12	4	9	4	6 4
死	30			1		1	1			3
者										
	- 元							1		1
行										
方	30									0
不										
明	元									0
負	_								_	
傷	<u>30</u>	6	4		2		1	7		20
者	_								_	
	元	5	2	1				7	10	25

令和元年 12 月 31 日現在滋賀県警察本部調べ

2 現行施策の評価と課題

琵琶湖におけるレジャー活動は、沿岸に住む地域住民や漁業 に従事する人々はもちろんのこと、各利用者においても、安全 が確保される必要があることは言うまでもありません。しかし ながら、プレジャーボート等の船舶事故が多発するなど、水上 安全の面からも課題となっています。

これらの課題等を踏まえ、滋賀県公安委員会では今後の取組を以下のように進めます。

3 今後の取組方向

ア 滋賀県琵琶湖等水上安全条例等による規制

- (ア) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例に基づき、水泳場保安水域 の指定や、航行が制限される水域の設定を行います。
- (イ) 悪質な操船者、特に水上オートバイの操船者に対する滋 賀県琵琶湖等水上安全条例、船舶職員及び小型船舶操縦者 法等による指導取締の強化を図ります。
- (ウ) 琵琶湖における事故防止の徹底を図り、利用者の安全 を守るため、琵琶湖水上オートバイ安全講習による規制等 の周知徹底を図ります。
- (エ) 水泳場における遊泳者の安全や利用の適正化を図るため、管理者に働きかけを行います。

イ 迷惑駐車の防止

湖岸周辺道路での迷惑駐車をなくすため、道路交通法等 による交通指導・取締りの強化を図ります。

3 施策の総合的な推進

琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策と 適正なレジャー活動の促進のための施策を総合的に推進しま

2 現行施策の評価と課題

3 今後の取組方向

ア 滋賀県琵琶湖等水上安全条例等による規制

(「イ 迷惑駐車の防止」を削除)

3 施策の総合的な推進

琵琶湖のレジャー利用に伴う環境負荷低減のための施策と適正

す。

(1)条例の見直し等

- ア 条例施行当初から12年が過ぎ、船舶原動機の性能の向上 による静穏化、高速化や琵琶湖周辺の宅地化などが進んだこ とを勘案して航行規制水域の指定範囲を見直します。
- イ 条例の成果について点検し、違反行為に対する指導状況などを勘案して条例の必要な見直し等を図ります。

(2) 琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向け た検討

琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けて、費用負担のあり方、法令やマナーを守る優良マリーナ等への誘導、利用環境の整備や発着場所の限定、外来魚のリリース禁止の規制の強化等について幅広く検討を進めます。

(3) 広報広聴活動の推進

琵琶湖には県内外から多くのレジャー利用者が訪れており、ルール遵守を徹底するためには、県外利用者も含めて広く広報を行い、理解を得ることが重要です。併せて、琵琶湖ならではのボートや釣りの楽しみ方を関係機関と連携してPRするなど琵琶湖のレジャーの魅力を県外に発信することも重要と考えます。また、利用者や地域住民などからの意見要望を聴くことも重要です。このため、以下のような取組を進めます。

- ア 規制の内容と併せて、琵琶湖の自然環境や文化、琵琶湖の 現状についての人々の理解を深めるための広報活動を行いま す。
- イ ボートショーへの出展や学習船「うみのこ」の他府県交流 航海時における琵琶湖ルールの説明など近隣府県を中心とし た県外への情報発信に努めます。

なレジャー活動の促進のための施策を総合的に推進します。

(1)条例の見直し等

- ア 条例施行当初から <u>17 年</u>が過ぎ、船舶原動機の性能の向上による静穏化、高速化や琵琶湖周辺の宅地化などが進んだことを勘案して航行規制水域の指定範囲を見直します。
- イ 条例の成果について点検し、違反行為に対する指導状況など を勘案して条例の必要な見直し等を図ります。
- (2)琵琶湖レジャー利用と琵琶湖との望ましい関係構築に向けた 検討
- (3) 広報広聴活動の推進

イ 県ホームページや SNS 等を通じた情報発信を行う他、学習 船「うみのこ」の他府県交流航海時における琵琶湖ルールの 説明などをすることにより、近隣府県を中心とした県外への

- ウ 利用者団体や業界団体を通じた広報や専門誌への掲載な ど利用形態ごとの広報を行います。
- エ 利用拠点を中心とした現地における広報および利用者などからの意見要望の聴取を行います。

(4)調査研究の推進

適切に施策を推進するためには、常に琵琶湖のレジャー利用の状況について調査を行い、その状況を的確に把握する必要があります。航行規制水域の指定による騒音規制や従来型2サイクルエンジン規制、外来魚のリリース禁止などの規制は、全国的にも例のない取組であることから、その効果や成果を科学的かつ確実に把握し、今後の施策立案に役立てるために必要な調査を行います。

(5) 施策の推進体制

- ア 県庁内の関係課と警察本部からなる「琵琶湖レジャー利用 適正化推進会議」を設置して、関係部局が連携を図りながら 総合的な施策を展開していきます。
- イ 県と関係市からなる「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整 会議」を設置して、市とも連携を密にしながら対応を図りま す。
- ウ 利用者団体や、利用者との接点となる事業者、事業者団体 等の関係団体との連携を図ります。
- エ NPO等の団体への情報提供や情報交換会を進め、NPO 等との連携の強化を図ります。
- オ 条例の改正目的を達成するため、より効果的な監視体制の整備を図ります。

情報発信に努めます。

(4)調査研究の推進

(5) 施策の推進体制

- ア 県庁内の関係課と警察本部からなる「琵琶湖レジャー利用 適正化推進会議」において、関係部局が連携を図りながら総 合的な施策を展開していきます。
- <u>イ 県と関係市からなる「琵琶湖レジャー利用適正化連絡調整</u> 会議」において、市とも連携を密にしながら対応を図ります。